

令和 6 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 1 2 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 3
-

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水曜日）

経済企業委員会会議録

令和6年12月11日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時55分閉議（実時間98分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第137号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第161号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第2号
1. 議案第138号・令和6年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第140号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号）
1. 議案第145号・指定管理者の指定について（やつしろハーモニーホール）
1. 議案第146号・指定管理者の指定について（八代市こいこい広場）
1. 議案第147号・指定管理者の指定について（八代市日奈久温泉センター、東湯）
1. 議案第148号・指定管理者の指定について（八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアム）
1. 議案第149号・指定管理者の指定について（八代市日奈久観光交流施設）
1. 議案第150号・指定管理者の指定について（八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」）
1. 議案第151号・指定管理者の指定について（五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の

木轟公園管理施設）

1. 所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	古嶋津義君
副委員長	木村博幸君
委員	上村哲三君
委員	金子昌平君
委員	谷口徹君
委員	中山諭扶哉君
委員	村川清則君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長	豊田浩史君
農林水産部次長	續良彦君
農業振興課長	稲田忠征君
経済文化交流部長	野々口正治君
経済文化交流部次長	緒方浩君
理事兼スポーツ振興課長	本村秀記君
商工政策課長	西村新吾君
観光振興課長	甲斐春一君

総務企画部

デジタル推進課長	上野信君
東陽支所地域振興課長	大谷栄樹君
泉支所地域振興課長	岩田剛君

部局外

理事兼水道局長	吉永哲也君
水道局工務係長	大石将也君

○記録担当書記

松崎広平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(古嶋津義君) おはようございます。
(「おはようございます」と呼ぶ者あり) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知をお願いします。

◎議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(古嶋津義君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部長(豊田浩史君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、續農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林水産部次長(續 良彦君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 農林水産部、續でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして御説明をいたします。失礼して、着座にて説明

をさせていただきます。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出、款5・農林水産業費、項1・農業費で、補正額597万3000円を追加し、補正後の額を38億3249万1000円としております。

また、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費では、補正額1070万円を追加し、補正後の額を6億2287万8000円としております。

少し飛びまして、21ページをお願いいたします。

ページ中段、款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額597万3000円を追加し、補正後の額を13億8830万4000円としております。

これは、いぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業597万3000円で、県の補助を活用してイグサ産地の生産体制を強化し産地の維持を図るため、イグサ専用機械の機能強化などを図る農業者を支援するものでございます。今回、金剛地区や千丁、鏡地区の農業者6名から、織機のオーバーホール7台分や二本芯チキリ装置などの機能強化について申請があり、補助対象額1195万円の補助率2分の1、597万3000円を補助することとしております。

特定財源は、全額県補助金でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

ページ下段、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・林道施設災害復旧費では、補正額1070万円を追加し、補正後の額を6億787万8000円としております。

これは、林道施設災害復旧事業で、本年6月30日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨により、のり面崩壊の被害が発生いたしました東陽町の林道池の原走水線につきまして、国の補

助査定が終了しましたことから災害復旧工事を行うものでございます。

なお、この工事箇所と別に県の林道工事が行われており、工期調整の関係上、年度内に終了することが難しいことから、併せて繰越明許を設定しております。

特定財源は、補助率65%の県補助金695万5000円、地方債330万円でございます。

以上が、令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、農林水産部関係分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上で歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、野々口でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、経済企業委員会に付託されました予算

議案、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号及び議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号のうち、経済文化交流部所管分につきまして、緒方経済文化交流部次長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、緒方でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） それでは、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算書、第11号をお願いいたします。

3ページをお願いします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額402万5000円を増額し、補正後の額を22億8423万4000円としております。

次に、2つ下段です。款9・教育費、項8・社会体育費で、112万3000円を増額し、補正後の額を3億6032万4000円としております。

次に、21ページをお願いします。

下段でございます。款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額61万4000円を増額し、補正後の額を13億3205万1000円としております。

これは、指定管理者制度において、それぞれ委託料積算時には想定し得ない賃金上昇により指定管理者の負担部分が増加しているため、協定書の規定に基づき人件費の補償を行うものでございます。商工政策課所管の3施設、指定管理者に対する人件費補償で、合計が61万4000円です。ハーモニーホール、18万2000円の4人、サンライフ八代、22万9000円で5人、働く婦人の家、20万3000円、3人、合計の12名でございます。

次に、２２ページ上段をお願いします。

款６・商工費、項１・商工費、目３・観光費で、補正額３４１万１０００円を増額し、補正後の額を５億８９１４万３０００円としております。

同じく、観光振興課所管の７施設について、指定管理者に対する人件費補償でございます。日奈久温泉施設、１０８万９０００円、１２名、日奈久観光交流施設、１８万円、２名、さかもと温泉センタークレオン、２８万１０００円、４人、坂本憩いの家、１３万５０００円、２名、東陽交流センター「せせらぎ」、「菜摘館」、１０７万６０００円、２６人、五家荘観光施設、４７万５０００円、９人、ふれあいセンターいずみ及び農林産物流通加工施設、１７万５０００円、５人、合計の６０名分でございます。

次に、２３ページをお願いします。

中段になります。款９・教育費、項１・社会体育費、目３・社会体育施設費で、補正額１１２万３０００円を増額し、補正後の額を２億３６６９万８０００円としております。

スポーツ振興課所管の総合体育館等体育施設について、指定管理者に対する人件費補償、合計１１２万３０００円でございます。総合体育館が９名、市民球場が３名、テニスコートが４名、武道館が３名、合計の１９名分となります。

説明については以上でございます。御審議方、よろしくお願いします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はありませんか。

○委員（谷口 徹君） 今の説明のところで質問してよいかどうかちょっと逡巡したんですけども、事前に頂いた資料には、指定管理者の選び方に公募と非公募というのがあるんですけども、これはどういった分け方をされてるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） 公募と非公募って。

谷口委員。後で事件議案でありますから、そこで……。

○委員（谷口 徹君） そこでいいですかね、はい。じゃあ、後ほどお願いします。

○委員長（古嶋津義君） 予算のところじゃなくて。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（古嶋津義君） じゃあお願いします。ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第１３３号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１１号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第６款・商工費及び第９款・教育費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 経済文化交流部、緒方です。引き続きよろしくお願いします。着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会に付託されました経済文化交流部関係分について御説明をさせていただきます。

まず、予算書の説明に入ります前に、今回の補正予算におきましては人件費の補正も行っております。内容につきまして先に御説明をさせていただきます。

人件費補正分として、全体的な概要につきまして、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第157号、第161号関係資料と記載されている資料がございますでしょうか。

それでは、今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動などに伴う増減分の補正を行うものでございます。

まず、1、給与改定による影響でございますけれども、給与及び期末勤勉手当ともに3年連続の引上げ実施となっております。

(1) 給与表の改定につきましては、水準を平均3.0%引き上げ、特に若年層を重点に置いた引上げ改定となっており、この改定により引上げ対象者は、全会計で1166人、会計年度任用職員で536人となっております。

次に、(2) 期末勤勉手当の改定につきましては、年間支給月数を4.50月から4.60月へ、プラス0.10月分引き上げるものでございます。

次に、下段でございます。2、その他の、給与改定以外につきましては、(1) 人事異動に伴う給与、諸手当の増減による影響分、(2) 育児休業及び退職等による影響分、(3) 共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。毎年の当初予算において人件費を計上するとき、当初予算編成時点の職員数を基に人件費を積算しており、その後、4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により給料の高い職員と給料の低い職員とが入れ替わるなどの

増減が発生しますので、毎年度12月に人件費の補正を行っているところでございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書・第12号の3ページをお願いします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額240万5000円を増額し、補正後の額を22億8663万9000円としております。

次に、4ページをお願いします。

款9・教育費、項7・社会教育費で、補正額1166万2000円を増額し、補正後の額を14億6122万5000円としております。

次に、下段です。款9・教育費、項8・社会体育費で、補正額71万4000円を増額し、補正後の額を3億6103万8000円としております。

少し飛びまして、18ページをお願いします。

下段でございます。款6・商工費、項1・商工費で、目1・商工総務費では、職員46名分の補正として、61万円分を増額しております。

人事異動及び共済負担金の率改定による影響で減額となりましたものの、給与改定による影響額の増、また、県営工業団地の整備への協力事務など時間外手当の増により、目全体で増額となっております。

次に、目3・観光費です。会計年度任用職員5名分の補正として、179万5000円を増額しております。

これは、給与改定によるものでございます。

次に、24ページをお願いします。

款9・教育費、項7・社会教育費です。目3・文化施設費では、職員4名分及び会計年度任用職員24名分の補正として、223万9000円を減額しております。

給与改定による増額はありましたが、人事異動及び共済負担金の率改定による減額の影響で目全体では減額となっております。

2つ下段です。目6・文化財保護費では、職

員15名分及び会計年度任用職員5名分の補正として、1160万8000円を増額しております。

共済負担金の率改定の影響で共済費は減額となりましたものの、人事異動及び給与改定による影響により目全体で増額となっております。

次に、25ページをお願いします。

款9・教育費、項8・社会体育費です。目1・社会体育総務費では、職員9名分の補正として、153万5000円を減額しております。

給与改定による影響額では増額となりましたものの、人事異動及び共済負担金の率の改定の影響により目全体で減額となったものでございます。

その下、目2・社会体育事業費では、補正額240万円を増額し、補正後の額を2億3654万7000円としております。

説明欄のバドミントンアジアジュニアチャンピオンシップ誘致事業240万円は、令和8年度におけるバドミントンアジアジュニア選手権の八代市開催について、その合意が得られましたことから、アジアバドミントン連盟の本部がありますマレーシア・クアラルンプールにおいて、基本合意書の締結を行うための経費を補正するものでございます。

今回計上いたしました補正額の内訳といたしましては、八代市スポーツコミッションへの負担金240万円とし、マレーシアへの渡航旅費8名分、また、海外保険料、Wi-Fiの借り上げ、現地移動費などとなっております。今回は、中村市長をはじめ、随行職員と経済文化交流部職員合計の4人、通訳を併せて市のCIR1名、熊本県バドミントン協会から2名の合計の8名を予定しておるところでございます。行程につきましては、来年1月8日から11日まで4人、1月8日から13日が4名となっております。この延泊します分は、事務協議、スポンサーとの協議等を考えてるところでございます。

す。

今回追加提案させていただくこれまでの経緯といたしましては、令和5年度からアジアバドミントン連盟と開催に向けての調整を図り、今年7月、インドネシアを訪問し、アジアバドミントン連盟会長や事務総長に対しまして市長からのトップセールスを行い、市の意気込みをお伝えしていました。その後、先月11月の中旬に連盟によるトヨオカ地建アリーナや宿泊施設などの現地視察が行われ、協力体制を含めまして様々な意見交換を行ったところです。視察後、視察結果をマレーシア本部へ持ち帰られ、連盟役員で協議を行われた結果、11月の29日にアジアバドミントン連盟より開催内諾の連絡があったところであり、年明け1月9日に基本合意書の締結を行うこととなったものでございます。

また、この時期の開催合意を行うに当たりましては、令和7年1月7日から12日の期間、マレーシア・クアラルンプールにてバドミントンの国際大会、マレーシアオープンが開催され、アジアバドミントン連盟の会長をはじめ主要役員が集まること、また、マレーシアオープンを参考に八代市でも運営していただきたい旨の要望が連盟からあったことからですね、今回の日程で調整し渡航する運びとなったところでございます。

次に、目3・社会体育施設費です。職員3名分の補正として、15万1000円を減額しております。

給与改定による影響額では増額となりましたものの、人事異動及び共済負担金の率改定による影響により目全体で減額となったものでございます。

以上が、令和6年度一般会計補正予算・12号中、経済文化交流部所管の関係分の説明でございます。御審議方、よろしくをお願いします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） バドミントンアジアジュニアチャンピオンシップ、この大会のですね、八代で開催された場合の、参加国や選手の数、あと期間はどれくらいかかるか、もし今分かれば教えていただきたいと思います。

○理事兼スポーツ振興課長（本村秀記君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課、本村でございます。どうぞよろしくお願いします。

ジョグジャカルタで行われたんですけども、そのときは15か国参加されて、1国当たりです、選手、監督、スタッフを含めると大体、25名程度の方がこの大会に参加されております。概算でいけば15掛ける25になりますので375名、これにですね、アジア連盟のスタッフだとかレフェリー、その他もろもろの関係者を含めるとですね、1日に大体500名ぐらい、その大会に携わるということになっております。

ただ、今回日本で行われるということですので、アジアバドミントン連盟のほうからはですね、ジョグジャカルタでは15か国の参加だったんですけども、もっと増えるんじゃないかというようなことを言われているところでございます。

よろしくお願いします。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） 大会期間は。

○理事兼スポーツ振興課長（本村秀記君） 大変申し訳ありませんでした。

大会期間は10日間を予定してるところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。ありがとうございました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費についてを終了します。

小会いたします。

（午前10時27分 小会）

（午前10時28分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

○理事兼スポーツ振興課長（本村秀記君） 改めまして、スポーツ振興課の本村でございます。どうぞよろしくお願いします。

前回9月定例会におきまして、SPORTECと立川巡業出張の件でですね、2名と勘違いしておりました。実際に行きましたのは、職員3名でございます。業務は、SPORTECの従事と立川巡業の視察というところでございます。

すいません、訂正いたします。よろしくお願いします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、終了いたします。

○委員（谷口 徹君） もう一つ訂正していただきたいと思います。2泊3日じゃなくて4泊5日だったと思いますけど、お願いします。

○理事兼スポーツ振興課長（本村秀記君） 改めまして、スポーツ振興課の本村でございます。

はい、それもですね、私の大変勘違いでございまして、4泊5日の出張ということでした。大変申し訳ありませんでした。訂正いたします。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（古嶋津義君） 終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前１０時３０分 小会)

(午前１０時３２分 本会)

○委員長（古嶋津義君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第５款・農林水産業費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（豊田浩史君） それでは、議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、續農林水産部次長より説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○農林水産部次長（續 良彦君） 農林水産部、續でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会に付託されました農林水産業費分につきまして御説明をいたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○農林水産部次長（續 良彦君） それでは、予算書の３ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正の歳出の款５・農林水産業費で、補正額２０５３万７０００円を増額し、補正後の額を４３億８５５９万７０００円としております。

少し飛びまして、１６ページをお願いいたします。

まず、款５・農林水産業費、項１・農業費でございます。目１・農業委員会費では、職員８名分の人件費の補正として、３１９万円を増額しております。

先ほど経済文化交流部から説明がありましたように、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動などに伴う増減分の補正を行っております。農業委員会費では、共済負担金の率の改

定による影響で減額となりましたものの、人事異動及び給与改定による影響により目全体では増額となっております。

次に、目２・農業総務費では、職員５２名分及び会計年度任用職員１名分の補正として、３９９万８０００円を増額しております。

人事異動及び共済負担金の率の改定による影響で減額となりましたものの、給与改定による影響により目全体では増額となっております。

次のページをお願いいたします。

目３・農業振興費では、補正額１５５万６０００円を増額しております。

人件費では、会計年度任用職員２名分の補正として、５５万６０００円を増額しており、給与改定による影響によるものでございます。

また、人件費補正のほか、経営継承・発展支援事業で１００万円を計上いたしております。

これは、地域農業の担い手の経営を継承した後継者による継承後の経営発展に向けた取組に対しまして、上限１００万円として必要な経費を補助するもので、今回、田植機１台を購入する経費につきまして、１１月２７日に内示を受けましたことから計上するものでございます。

特定財源は諸収入５０万円で、これは、補助率２分の１となる国庫補助５０万円が、事業の事務局である一般社団法人全国農業会議所経由で交付されるものでございます。

なお、制度の概要を記載いたしましたチラシをお手元に配付いたしておりますので、併せて御参考願います。

次に、目６・農事研修センター費では、職員３名分の補正として、７万７０００円を増額しております。

人事異動及び共済負担金の率改定による影響で減額となりましたものの、給与改定による影響により目全体では増額となっております。

目８・農地費では、職員１５名分の補正として、３０８万５０００円を増額しております。

共済負担金の率改定による影響で減額となりましたものの、人事異動及び給与改定による影響により目全体では増額となっております。

次に、目１１・農業研修施設管理費では、会計年度任用職員２名分の補正として、５２万９０００円を増額しております。

給与改定による影響によるものでございます。

次に、目１２・地籍調査費では、職員１６名及び会計年度任用職員３名の補正として、３７０万１０００円を増額しております。

共済負担金の率の改定による影響で減額となりましたものの、人事異動及び給与改定による影響により目全体では増額となっております。

次のページをお願いいたします。

次に、項２・林業費でございます。目１・林業総務費では、職員１０名分の補正として、１８８万７０００円を増額、次の目４・林道新設改良費では、職員３名分の補正として、２８６万円を増額いたしております。

いずれも、共済負担金の率の改定による影響で減額となりましたものの、人事異動及び給与改定による影響により目全体では増額となっております。

最後に、項３・水産業費、目１・水産業総務費では、職員５名分の補正として、３４万６０００円を減額しております。

給与改定による影響では増額となりましたものの、人事異動及び共済負担金の率改定による影響により目全体で減額となったものでございます。

以上が、令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、農林水産部関係分の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前１０時３８分 小会）

（午前１０時３９分 本会）

◎議案第１３７号・令和６年度八代市水道事業会計補正予算・第１号

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第１３７号・令和６年度八代市水道事業会計補正予算・第１号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の吉永でございます。よろしくお願いいたします。

議案第１３７号・令和６年度八代市水道事業会計補正予算・第１号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） それでは、八代市水道事業会計補正予算書・第１号の１ページをお願いします。

第２条の収益的支出におきまして、第１款・水道事業費用、第１項の営業費用で１６９４万７０００円を増額し、補正後の額を５億３２３

0万円としております。

第3条の債務負担行為では、令和7年4月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度前に事務処理を行えるように債務負担行為の設定を行うものでございます。

11ページの、債務負担行為に関する調書をお願いします。

今回設定する債務負担行為の事項は、水道事業水質検査業務委託で、期間は令和6年度から令和7年度、限度額を471万2000円としております。毎年、入札により請負業者の選定、契約を行っております。

ページを戻りまして、5ページをお願いいたします。

令和6年度八代市水道事業会計補正予算実施計画でございますが、内容につきましては、後ほど10ページの予算の明細にて御説明いたします。

次の6ページから9ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

今回の補正予算の明細でございますが、支出におきまして、収益的支出の補正予算明細書にて内訳を説明いたします。

款1・水道事業費用、項1・営業費用、目1・原水及び浄水費では、節区分の動力費におきまして、1040万円の補正をお願いするものです。

補正理由でございますが、電力量単価及び電力使用量が増加したことにより、電気料が不足する見込みとなったため補正するものでございます。なお、電力使用量が増加した主な要因は、契約者の増加や漏水等により配水量が増加したためでございます。

次に、目2・配水及び給水費では、節区分の修繕費におきまして、654万7000円の補正をお願いするものです。

補正理由でございますが、漏水等の増加に伴い想定以上の突発的修繕が増加したことにより、修繕料が不足する見込みとなったため補正するものでございます。

以上で、議案第137号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 漏水等の増加に伴ってということなんですけど、その今後の見込みとしてですね、増えてくる傾向にあることを想定されてるのかどうかのをまずお聞かせください。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 漏水につきましては、今後増えてくるところで想定をしております。管が古くなってくることが要因になってくるかと思いますが、毎年一応漏水調査等を行っておりまして、その都度、漏水が発見されたときには一応今修繕という形ですね、対応を行っておりまして、今後も増加傾向にはなるという見込みをして、——増加すると思っております。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

もう一つ、材質的には、こういった材質のほうかそういう、漏水が起こりやすいとかいうのはあるんですか。

○水道局工務係長（大石将也君） 委員、御質問の件ですが、材質はですね、今、配水をポリエチレン管と申しまして、継ぎ手を電気で融着して管全体で耐震性を持たせる管を主に使用しております。あとは、重要給水施設等が市内にございますけれども、そちらに関しましてはダクタイル鋳鉄管のほうを引き続き、更新の材料としては使っていく予定でございます。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） ちょっとお聞きしたかったのは、その傾向として漏水してる傾向と、今現状ですね、傾向として、今ダクタイ尔っておっしゃいましたけど、例えばダクタイ尔管とか樹脂管とかの漏水ってどっちが多いのかみたいなことは分かるんですか、それって。

○水道局工務係長（大石将也君） 管種につきましては、今申しました配水用ポリエチレン管に更新する以前っていうのは、普通のビニール管だったりとかが多く使用されております。塩ビ——ビニール管につきましては、やはり経年劣化で継ぎ手等がですね、やはり劣化してくるっていうのが1つの漏水の原因となっておりますのでございます。

以上です。（委員中山諭扶哉君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第137号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第161号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第2号

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第161号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案第161号・令和6年度八代市水道事業会計補正予算・第2号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 今回の補正内容につきましては、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたが、人件費の補正について、本年度の人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動等に伴う増加分の補正を行うものでございます。

それでは、八代市水道事業会計補正予算書・第2号の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出におきまして、第1款・水道事業費用、第1項の営業費用で、人件費939万1000円を増額し、補正後の額を5億4169万1000円としております。

第3条では、人件費の増額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、9069万7000円に939万1000円を増額し、1億8万8000円と改めるものです。

5ページをお願いいたします。

令和6年度八代市水道事業会計補正予算実施計画でございますが、内容につきましては後ほど10ページの予算の明細にて御説明いたします。

次の6ページから9ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算明細書にて内訳を説明いたします。

なお、目ごとの説明となりますが、職員数の変動はなく、給与改定、人事異動等の影響による補正でございます。

款1・水道事業費用、項1・営業費用、目1・原水及び浄水費では、節区分の給料を198

万５０００円、手当を１１２万７０００円、法定福利費を７９万円それぞれ増額し、合わせて３９０万２０００円の補正をお願いするものです。

次に、目２・配水及び給水費では、節区分の給料を５４万８０００円、手当を５７万１０００円、法定福利費を２４万４０００円それぞれ増額し、合わせて１３６万３０００円の補正をお願いするものです。

次に、目３・受託工事費では、節区分の給料を１７８万円、手当を１２０万１０００円、法定福利費を８３万９０００円それぞれ増額し、合わせて３８２万円の補正をお願いするものです。

次に、目４・総係費では、節区分の給料を７万４０００円、手当を１４万５０００円、法定福利費を８万７０００円それぞれ増額し、合わせて３０万６０００円の補正をお願いするものです。

１１ページ以降は、給与費の詳細な明細書でございます。今回は説明を割愛させていただきます。

以上で、議案第１６１号・令和６年度八代市水道事業会計補正予算・第２号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第１６１号・令和６年度八代市水道事業会計補正予算・第２号については、原案のとおり

り決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３８号・令和６年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第１号

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第１３８号・令和６年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第１号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 引き続きよろしくお願いします。

議案第１３８号・令和６年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第１号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 八代市簡易水道事業会計補正予算書の、第１号の１ページをお願いします。

今回の補正予算は、令和７年４月より業務を開始する必要があります契約案件についての債務負担行為の設定でございます。

５ページの、債務負担行為に関する調書をお願いします。

今回設定する債務負担行為の事項は、簡易水道事業水質検査業務委託で、期間は令和６年度から令和７年度、限度額を１８６８万５０００円としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第138号・令和6年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時53分 小会）

（午前10時55分 本会）

◎議案第140号・専決処分の報告及びその承認について（令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第140号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部長（豊田浩史君） それでは、議案第140号・専決処分の報告及び承認について、専決第14号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号につきまして、續農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

○農林水産部次長（續 良彦君） 農林水産部、續でございます。引き続きよろしく願います。

それでは、議案第140号・専決処分の報告及びその承認について、専決第14号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして御説明をいたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段、歳出、款5・農林水産業費、項1・農業費で、補正額700万円を計上し、補正後の額を38億2651万8000円としております。

少し飛びまして、10ページのほうをお願いいたします。

下段になります。3、歳出、款5・農林水産業費、項1・農業費、目2・農業総務費で、補正額700万円を計上し、補正後の額を4億527万3000円としております。

これは、令和6年奥能登豪雨支援事業（置き畳）700万円で、本年9月に発生いたしました令和6年奥能登豪雨で被災した石川県珠洲市から、前回の能登地震で支援をいたしました置き畳につきまして支援要請がございましたことから、前回と同様に氷川町と連携し、また、JAやつしろの協力を得て、半畳タイプの置き畳1008枚を送るものでございます。内訳は、1008枚のうち本市で作製した648枚分の置き畳購入費629万7000円のほか、畳運搬料50万1000円、現地に派遣する本市職員2名分の旅費15万5000円などでございます。

なお、現地が厳寒期に入る前にできるだけ早く避難生活をされている方々にお届けする必要がありますがございましたことから、10月24日付で専決処分を行い、先月21日に氷川町及び本市職員で現地へ届けているところでございます。

以上が、令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、農林水産部関係分の説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 確認をさせていただきたいのは、珠洲市から要請があったのは、置き

畳を指定してこられたのかというのと、それと枚数のほうも先方から、指定、要請があった数なのでしょうか。

○農業振興課長（稲田忠征君） こんにちは。農業振興課の稲田です。

委員御質問の、まず珠洲市のほうから要請があったのかということですが、珠洲市のほうから10月7日にメールにて、半畳畳の置き畳が欲しいということで要請があったところでございます。

以上でございます。（「枚数」と呼ぶ者あり）

枚数につきましては、1000枚必要ということで要請がっております。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（谷口 徹君） 東北の地震のときに、私職員で、牡鹿、石巻のほうに畳1万枚送るといって、現地に入って、送り先を見つけるという、調整するという役割だったんですが、なかなか3500枚のところでは送り先がなかなか見つからずにですね、牡鹿半島のほうの避難所を回ったところ、見本、置き畳の見本持ってたらずひそれを避難所に欲しいという声が上がってそこで2000枚ぐらい、要請を受けることができたんですよ。

結局、登米市のほうで1500枚ほど受けていただいて、合計3500枚はけたんですけども、ぜひこの置き畳、畳というものをですね、災害時の避難所においては非常に有効な敷物だということをPRしていただいて、災害がないことにはこしたことはないんですけども、あった場合にはぜひ、八代産畳表での支援をですね、これからもやっていただければと思います。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） 本当に冬に入る前に、送ることができてよかったなというふうに思います。大変だったでしょうけど、職員の皆さんですね、お疲れさまでしたというねぎらいの言葉と、あと、PRをもう少しできたらいいのかなというふうに思ってますので、そこら辺を何か、役に立ってますよというようなところですね、また次につながるかというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） 半畳畳のPR。

○委員（中山諭扶哉君） 畳寄附のPRですね。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第140号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時02分 小会）

（午前11時07分 本会）

◎議案第145号・指定管理者の指定について（やつしろハーモニーホール）

◎議案第146号・指定管理者の指定について（八代市こいこい広場）

◎議案第147号・指定管理者の指定について（八代市日奈久温泉センター、東湯）

◎議案第148号・指定管理者の指定について（八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアム）

◎議案第１４９号・指定管理者の指定について
（八代市日奈久観光交流施設）

◎議案第１５０号・指定管理者の指定について
（八代市産地形成促進施設東陽交流センター
「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜
摘館」）

◎議案第１５１号・指定管理者の指定について
（五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪
流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管
理施設）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第１４５号・やつしろハーモニー
ホールに係る指定管理者の指定について、議案
第１４６号・八代市こいこい広場に係る指定管
理者の指定について、議案第１４７号・八代市
日奈久温泉センター、東湯に係る指定管理者の
指定について、議案第１４８号・八代市広域交
流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュ
ージウムに係る指定管理者の指定について、議
案第１４９号・八代市日奈久観光交流施設に係
る指定管理者の指定について、議案第１５０号
・八代市産地形成促進施設東陽交流センター
「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜
摘館」に係る指定管理者の指定について及び議
案第１５１号・五家荘平家の里、緒方家、左座
家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅
の木轟公園管理施設に係る指定管理者の指定に
ついては関連がありますので、本件７件を一括
議題とし、採決についてはおののけしたいと思います。

それでは、本７件について一括して説明を求
めます。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 改めま
して、おはようございます。（「おはようござ
います」と呼ぶ者あり）経済企業委員会に付託
されました事件議案の議案第１４５号から第
１５１号までの指定管理者の指定につきまして、
緒方経済文化交流部次長が説明をいたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 経済文
化交流部、緒方でございます。引き続きよろし
くお願いをいたします。着座にて御説明させて
いただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） それで
は、指定管理者の指定について一括して御説明
させていただきます。

資料でございますが、１２月定例会議案書の
ほかに、別紙資料、指定管理者の指定について
と併せて御説明させていただきます。

それでは、議案書の１ページおめくりいただ
いてですね、目次をお開きください。

議案第１４５号から第１５１号まで、当部が
所管しております施設のうち、７件１５施設の
指定管理者の指定につきまして議決をお願いす
るものでございます。

提案理由でございますが、いずれの議案も、
本市が設置する公の施設の指定管理者を指定す
るためには、地方自治法第２４４条の２第６項
の規定によりまして議会の議決を経る必要があ
りますことから、本定例会で提案させていただ
いたところでございます。

議案書１７ページをお願いします。

議案第１４５号です。施設名はやつしろハー
モニーホール、指定管理者となる団体は一般社
団法人八代弘済会、指定管理期間は令和７年４
月１日から令和１２年３月３１日までの５年間
でございます。

次に、１８ページをお願いします。

議案第１４６号でございます。施設名は八代
市こいこい広場、指定管理者となる団体はまち
なか活性化協議会、指定の期間は令和７年４月
１日から令和１０年３月３１日までの３年間で
ございます。

次に、１９ページです。

議案第１４７号、施設名は八代市日奈久温泉

センター及び東湯の２施設で、指定管理者となる団体は一般社団法人八代弘済会、指定管理期間は令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間でございます。

次に、２０ページをお願いします。

議案第１４８号です。施設名は八代市広域交流地域振興施設及び八代市松中信彦スポーツミュージアムの２施設で、指定管理者となる団体は株式会社肥後豊中央市場、指定管理期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間でございます。

次に、２１ページです。

議案第１４９号です。施設名は八代市日奈久観光交流施設で、指定管理者となる団体は一般社団法人DMOやつしろ、指定管理期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間でございます。

次に、２２ページをお願いします。

議案第１５０号です。施設名は八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」及び八代市農林産物等直売施設「菜摘館」の２施設で、指定管理者となる団体は株式会社東陽地区ふるさと公社、指定管理期間は令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間でございます。

次に、２３ページをお願いします。

議案第１５１号です。施設名は、五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設の６施設で、指定管理者となる団体は一般社団法人五家荘地域プロジェクト、指定管理期間は令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間でございます。

それでは、指定管理者候補者の選定結果の詳細につきまして、別紙資料を基に御説明させていただきます。

資料は、左上に別紙資料と記載してあります、指定管理者の指定についてというのを御覧いた

だきたいと思います。

まず、１ページでございますが、本定例会に提案しております経済文化交流部所管の対象施設を一覧にまとめて記載しているところでございます。それぞれの施設の指定管理者候補者の選定結果につきましては、次の２ページ以降からの資料に記載をしておるところでございます。

それでは、２ページをお開きください。

これ以降もですね、それぞれ同じ様式にて記載しておりますが、先ほど読み上げました議案書と重複している部分もありますので、主として、３番、提案価格、５番、指定の経緯、８番、選定結果についてを中心に御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第１４５号の、やつしろハーモニーホールです。

３、提案価格（委託料）は、令和７年度より各年度２５１２万円、５年間合計で１億２５６０万円となっております。

５、指定の経緯でございますが、令和６年９月２日、公募を開始し、９月２４日までに１団体の申請がございました。しかしその後、辞退の申出がありましたことから、１０月２日に再公募を行ったところ、再公募締切りの１０月８日までに１団体からの申請がございました。１０月３１日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションや申請内容に関するヒアリング等を行い、１１月５日に候補者を決定したところでございます。

８、選定結果につきましては、次のページ、４ページを御覧ください。

５つの選定項目のうち、１につきましては、あらかじめ事務局にて事業計画内容の平等性や公平性に関しましての適否を判断いたしました。２から５の４項目につきましては、外部委員を含む選定委員会委員により、サービス向上を実現する具体的な計画であるか、利用者の増加に向けた具体的な計画であるか、管理に係る経費

の縮減が図られるものであるかなどの項目を点数化し、配点合計100点満点で評価を実施しております。

やつしろハーモニーホールの選定結果でございますけれども、選定項目の1については適しているとの判断で、総合得点の合計点が84.0点、優秀事業者の優遇措置として10点の加点を行い、総計が94.0となったところでございます。

続きまして、議案146号の八代市こいこい広場です。

3、提案価格・委託料につきましては、令和7年度より各年度8万2000円、3年間の合計で24万6000円となっております。

次の6ページをお願いします。

5、指定の経緯についてでございますが、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例及び公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に該当するため、非公募とし、選定手続要項等を事前に提示した上で、9月10日、募集を開始し、募集締切りの9月24日までに1団体からの申請があったところでございます。10月10日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションやヒアリング等を行い、10月23日に候補者を決定しているところでございます。

8、選定結果につきましては、7ページお願いします。

選定項目の1につきましては適しているとの判断で、総合得点の合計点が80.3点、優秀事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が85.3点となったところです。

なお、同じ指定管理者で管理をして行っている八代市がらっぱ広場につきましては、今後増加するインバウンド需要への対応及び地元からの要望により、トイレの設置工事を令和7年度に予定していることから、工事期間中は直営で管理を行い、令和8年度からトイレの管理を含

めて再び指定管理者制度による管理運営を予定しております。現在、既決予算を活用し、トイレの設置に必要な設計作業を進めているところでございます。

次に、8ページをお願いします。

議案第147号の、八代市日奈久温泉センター及び東湯の2施設です。

3、提案価格・委託料につきましては、令和7年度から各年度2392万円で、3年間の合計が7176万円となっております。

9ページをお願いします。

5、指定の経緯でございますが、8月28日より公募を開始、9月24日までに1団体の申請がございました。しかしその後、辞退の申出がありましたことから、10月2日に再公募を行ったところ、再公募締切りの10月8日までに1団体から申請があったところでございます。10月31日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションやヒアリング等を行い、11月5日に候補者を決定したところでございます。

8、選定結果につきましては、10ページを御覧ください。

選定項目1につきましては適しているとの判断で、総合得点の合計が78.5点、優秀事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が83.5点となったところでございます。

続きまして、11ページです。

議案第148号の、八代市広域交流地域振興施設及び八代市松中信彦スポーツミュージアムの2施設でございます。

3、提案価格（納付金）では、指定管理者が市に納付金を納入する施設となっており、その額は令和7年度が370万円、その後、毎年度ごとに20万ずつ増加し、5年間の合計納付金額は2050万円となっております。

12ページをお願いします。

5、指定の経緯についてでございますが、9

月13日より公募を開始、公募締切りの9月24日までに1団体からの申請がございました。10月10日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションやヒアリング等を行い、11月1日に候補者を決定したところでございます。

8、選定結果につきましては、13ページをお願いします。

選定項目1につきましては適しているとの判断で、総合得点の合計点が78.9点、優秀事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が83.9点となったところでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

議案第149号の、八代市日奈久観光交流施設です。

3、提案価格・委託料につきましては、令和7年度から各年度870万円で、5年間の合計で4350万円となっております。

15ページの5、指定の経緯につきましては、8月28日より公募を開始、公募締切りの9月24日までに2団体からの申請がありました。10月10日、選定委員会におきまして、申請がありました2団体それぞれからプレゼンテーションやヒアリングを行い、10月16日に候補者を決定したところでございます。

8の選定結果につきましては、16ページをお願いします。

選定項目1につきましては申請のあった2団体ともに適しているとの判断であり、DMOやつしろにつきましては、総合得点合計が79.3点、市内事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が84.3点となったところでございます。一方、A社におきましては、総合得点が77.6点、優秀事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が82.6点となったところでございます。指定管理者候補者選定委員会における審査の結果、申請のあった2団体のうち総計点数が最も高かった、一般社団法人

DMOやつしろを指定管理者候補者として決定したところでございます。

17ページをお願いします。

議案第150号の、八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」及び八代市農林産物等直売施設「菜摘館」の2施設です。

3、提案価格・委託料につきましては、令和7年度から毎年度2746万円で、3年間の合計で8238万円となっております。

18ページの5、指定の経緯でございますが、株式会社東陽地区ふるさと公社は旧東陽村が出資して設立した第三セクター法人であることから、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に該当するため非公募とし、選定手続要項等を事前に提示した上で、9月17日より募集を開始、募集締切りの9月30日までに申請者からの申請があったところでございます。10月10日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションやヒアリングを行い、10月29日に候補者の決定を行ったところでございます。

8、選定結果につきましては、19ページを御覧ください。

選定項目1につきましては適しているとの判断で、総合得点合計が77.7点、総計も同じく77.7点となったところでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

議案第151号の八代市五家荘観光施設で、五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設です。

3、提案価格・委託料につきましては、令和7年度が1648万6000円、令和8年度が1640万6000円、令和9年度が1630万6000円、3年間の合計で4919万8000円となっております。

21ページの5、指定の経緯でございますが、

9月2日公募を開始、公募締切りの9月24日までに1団体からの申請がございました。10月10日の選定委員会におきまして、申請団体からのプレゼンテーションやヒアリング等を行い、同日10日に候補者を決定したところでございます。

8、選定結果につきましては、22ページを御覧ください。

選定項目1につきましては適しているとの判断で、総合得点合計が76点、総計が同じく76点となったところでございます。

以上、7件の15施設となります。

本市が策定しております公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において定めております、指定管理者候補者に選定できる基準につきましては原則として配点合計の6割以上であり、今回説明いたしました7件の15施設の指定管理者候補者全てが、この基準を満たしているところでございます。

なお、本定例会におきまして議決いただいた際には、本年度内での協定締結手続を要しますことから、納付金施設を省く施設につきまして、債務負担行為の設定が必要となりますので、別途、一般会計補正予算・第11号にて、それぞれの年数、限度額に応じた債務負担の設定をお願いしてところでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議方、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 説明の中に、指定の経緯っていうのがありました。3種類あったと思うんですね。公募による募集と単なる募集、そして公募によらない候補者の選定。こちらの、指定の経緯が違う理由をですね、教えていただきたいと思います。理由っていうか根拠をですね。

○委員長（古嶋津義君） 小会します。

（午前11時29分 小会）

（午前11時31分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

○デジタル推進課長（上野 信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課、上野でございます。

指定管理者の募集につきましては、能力ある民間事業者の幅広い参入によるサービスの向上と経費の節減を図るとともに、選定における透明性と公平性を確保するために、原則公募としております。ただし、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらず指定管理者候補者を選定することができるとされており、指定施設の状況に応じ所管課が判断を行っております。

条例では、公募によらず選定できる場合といしまして、1、PFI事業により設置した公の施設を一定期間PFI事業者に管理させるとき、2、主に当該地域の住民が利用する公の施設を町内会等地域組織に管理させる合理的な理由があるとき、3、公募を行った結果申請がなく、再度公募を行ういとまがないとき、4、公の施設の管理上、緊急に指定管理者の指定を行う必要があるとき、5、その他市長等が公の施設の適正な管理を確保するために必要であると認めるときと定めております。

また、第5項、その他市長等が公の施設の適正な管理を確保するため必要であると認めるときにつきましては、別に公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において、次のいずれかに該当するときとしております。市の施策の推進役として中心的な役割を果たしている法人等に当該公の施設の管理を行わせる場合で、その設置目的に沿った施策の推進が効率的、効果的に達成できると認めるとき、当該公の施設を管理させる場合において専門的な資格、知識また

は技術を要するとき、当該公の施設を民営化し、または廃止するまでの期間において特定の法人等に管理させるとき、当該施設の管理を行わせる目的で市の出資により設立された法人等に管理を行わせる場合で、公募によらない合理的な理由があると認めるときとしております。

以上、お答えといたします。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） では、非公募のうち、議案第146号の八代市こいこい広場は、先ほどの説明の2つ目の当該地域の町内会とか地域の合理的なという部分でよろしいかと。それと、議案第150号の分に関しては、5番目の理由、その他市長が認める場合ということでよろしいか、またお伺いしたいと思います。

○商工政策課長（西村新吾君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工政策課の西村でございます。よろしくお願いいたします。

こいこい広場の非公募についてでございますが、まず指定管理者候補者でありますまちなか活性化協議会とは、各商店街の振興会の集合体ということで、本町1丁目・2丁目・3丁目・通町商店街組合の会員で構成されております団体でございます。中心市街地で行われている各イベントに運営に参加されてるところでございます。

先ほど上野課長のほうからも説明ありましたとおり、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の第5条の第2号の、主に当該地域の住民が利用する公の施設を町内会等地域組織に管理させる合理的な理由があるときは、公募によらず指定管理者を選定することができるという規定に基づきまして、まちなか活性化協議会は中心市街地を活性化するための商店街が立ち上げられた組織であること、また、こいこい広場は中心市街地の活性化のために商店街振興組合の皆様を中心に利用されてるとい

うところから、この規定に該当するということで判断し、今回非公募とさせていただいております。

以上でございます。

○東陽支所地域振興課長（大谷栄樹君） 皆さんおはようございます。東陽支所地域振興課の大谷です。よろしくお願いいたします。

先ほどの御質問がありました内容でございますけれども、委員御指摘のとおり、第5項その他市長等が公の施設の適正な管理を確保するため必要があると認めるときの中にですね、また、手続条例第5条第1項第5号の必要があると認めるとき、次のいずれかに該当するときとするという項目がまたありまして、その中にエというのがあります、その中では、当該公の施設の管理を行わせる目的で市の出資により設立された法人等に管理を行わせる場合で、公募によらない合理的な理由があると認めるときというのも利用しまして、東陽地区ふるさと公社のほうに非公募で募集をしてるところになります。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） 根拠については納得しました。

○委員（中山諭扶哉君） 公募の委託の期間なんですけど、3年と5年ということがありましたけど、この根拠を教えてください。

○商工政策課長（西村新吾君） 私のほうから、商工政策課の所管のハーモニーホールとこいこい広場についてお答えさせていただきます。

まず指定の期間につきましては、本市の公の施設の指定管理者制度に関する運用指針におきまして、指定期間というものは原則3年もしくは5年とされております。

ただ今回、ハーモニーホールにつきましては、施設の設置目的あるいは性格、管理運営の今後の安定化と効率化も含めたところで、やはり長期的、継続的なところがよろしいというところ

で判断したところで、5年とさせていただいております。

こいこい広場については3年というところですが、先ほど緒方次長のほうからありましたが、がらっぱ広場のほうを今、トイレの整備でというところで直営に変えております。今後、こいこい広場とがらっぱ広場を一体的なところで捉えたときに今後見ていく必要もあるかと思っておりますので、今後、両施設を一体型として指定管理を持っていくということを検討する上で、今回3年とさせていただいております。

以上、お答えとします。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

（「観光が」と呼ぶ者あり）

○観光振興課長（甲斐春一君） こんにちは。観光振興課の甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。観光振興課所管分の3施設につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、温泉センターですね、日奈久ばんぺい湯のほうになりますけれども、こちらにつきましては、前回更新を行いました令和3年度におきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして、いつまでその状況が続くかというところもございました。このため5年間という長い設定期間によらずですね、3年間という少し短い設定でですね、させていただいております。今回のですね、指定管理の条件を定めるということが適当というふうに判断しました。

今回の更新につきましても、このコロナ禍からですね、今、回復期にあるということもございまして、また、近年のですね、物価上昇も今後も予想されますことから、指定管理に係る経費の変動にもですね、対応できるように、3年という短期間で設定させていただいております。

続きまして、松中スポーツミュージアムにつ

すね、5年というところで設定させていただいております。

今、物産館とですね、松中スポーツミュージアムにつきましては、現在、物産館のほうの売上げにつきまして、ずっと、企業努力におきましてですね、実際に収入のほうが伸びている状況でございます。スポーツミュージアムにつきましてもですね、支出のほうも減額というふうな形で、経営状況というところも改善されてきている状況でございます。

そういったところからですね、また引き続き5年間を設定させていただいてるところでございますが、もうこういう経験、実績に基づく計画のほうも示されておりますので、そういうところも加味しまして5年間というところで設定をさせていただいております。

続きまして、日奈久のゆめ倉庫につきましてはでございますけれども、こちらにつきましてはですね、こちら5年間の設定をさせていただいておりますが、前回もですね、同じような期間を設定させていただいておりますが、当該施設につきましては、前回の公募におきまして一括で5年間を行ったところでございますけれども、効率的かつ安定的な施設の運営が図られてきているところでございます。また、施設運営面におきましてもですね、先ほどと同様に長期的な運営計画を図ることができておりまして、民間の事業参入の促進につながりますことから、今回も前回同様に5年間というふうな設定をさせていただいております。

以上でございます。

○東陽支所地域振興課長（大谷栄樹君） せせらぎ、菜摘館の指定管理期間の3年につきまして御説明いたします。

せせらぎ、菜摘館につきましては、前回の更新の令和3年度では、新型コロナウイルスの影響がいつまで続くか見通せない状況であり、5年ではなく3年という少し短い期間で設定をい

たしておりました。3年後の状況により、次々回の指定管理の条件を定めることが適当と判断いたしました。今回につきましても、新型コロナウイルスからの回復期であること、また、近年の物価上昇が今後も予想されることもあり、3年という期間で設定をいたしております。

○泉支所地域振興課長（岩田 剛君） おはようございます。泉支所地域振興課の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

五家荘の施設の、五家荘観光施設における管理の委託の期間の3年というところでございますけれども、これまでは、5年間の契約といえますか期間で、契約をしておったところでございますが、近年の資源高騰によります光熱水費や物価の高騰が著しいということで令和7年度以降の指定管理施設の収支状況が見通せないということがございまして、今後の状況の変化に合わせて指定管理の委託料ですとか見直しができるように、今回は3年に短縮して進めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

あとはもう意見で言います。すいません。分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（中山諭扶哉君） 先ほど、説明いただきましたありがとうございます。

3年、5年ということなんですけど、今さっきお話ありましたけど、収支状況が見通せない状況で3年になったってということがあったというふうに思います。恐らくほかのところもですね、そういう状況が強いんじゃないかなという

ふうに思います。5年っていうのが見合うかどうかっていうのは今から考えていかなければならないと思うんですけど、長期間ですね、縛ることになってはいけないなど。人件費も上がりますし、経費も上がります。っていうことはやっぱり3年ぐらいで見直しをしないと、今から先はちょっと大変なんじゃないかなって逆に思いましたので、お聞きさせていただきました。

意見でした。またよろしくお願いいたします、御検討ですね。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

採決は、議案ごとに挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、議案第145号・やつしろハーモニーホールに係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第146号・八代市こいこい広場に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第147号・八代市日奈久温泉センター、東湯に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第148号・八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアムに係る指定管理者の指定については、可決す

るに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第149号・八代市日奈久観光交流施設に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第150号・八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第151号・五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会します。執行部は御退出ください。

(午前11時50分 小会)

(午前11時51分 本会)

○委員長(古嶋津義君) それでは、本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書などにつきましては、タブレット端末にて御確認願います。

以上で、付託された案件の審査は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長(古嶋津義君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。

(午前11時52分 小会)

(午前11時54分 本会)

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件につ

いてお諮りいたします。

本委員会は、令和7年1月27日から29日までの3日間、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため、宮城県名取市、水産事業者・有限会社片倉商店、宮城県岩沼市へ管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続を取らせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午前11時55分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月11日

経済企業委員会

委員長